

☎生活環境課 ☎22-1314

10月のごみ収集日程は下記の通りです。ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆10月のごみ収集日予定表（日付は10月の収集日です。11月上旬の収集日も掲載しています。）

地区名 ごみ区分	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	4日(火) (11/1)	3日(月) (11/7)	7日(金) (11/4)	6日(木) (11/4)	7日(金) (11/4)	3日(月) (11/7)	5日(水) (11/2)
びん類 (第2・第5曜日)	11日(火)	11日(火) に変更です 31日(月)	14日(金)	13日(木)	14日(金)	11日(火) に変更です 31日(月)	12日(水)
缶 (第3・第5曜日)	18日(火)	17日(月) 31日(月)	21日(金)	20日(木)	21日(金)	17日(月) 31日(月)	19日(水)
その他の プラスチック (第3曜日)	18日(火)	17日(月)	21日(金)	20日(木)	21日(金)	17日(月)	19日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	25日(火)	24日(月)	28日(金)	27日(木)	28日(金)	24日(月)	26日(水)
紙 類 ・ 容器包装 プラスチック	火	月	金	木	金	月	水
	4・11・18・ 25(11/1)	3・17・24・ 31(11/7)	7・14・21・ 28(11/4)	6・13・20・ 27(11/10)	7・14・21・ 28(11/4)	3・17・24・ 31(11/7)	5・12・19・ 26(11/2)
もやせるごみ	火・金	月・木			月・水・木		火・水・金
	4・7・11・14・ 18・21・25・ 28 (11/1・4)	3・6・13・17・20・24・27・31 (11/7)			3・5・6・12・13・17・19・ 20・24・26・27・31 (11/2・7)		4・5・7・11・ 12・14・18・ 19・21・25・ 26・28 (11/1・2・4)

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください(収集車が回収する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください)。
- びんは、色により3種類(①透明、②茶色、③その他)に分けて、それぞれ資源の袋(赤)に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋(赤)に入れて出してください。
- ◎ごみ袋は中身がこぼれないように**しっかり口を結び**、簡単に解けないように出してください。**テープ止めは禁止です。**
- ◎祝日に伴う収集日の変更について
大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ(びん類)は11日(火)に収集日に変更になります。お間違えのないようご注意ください。

●家庭ごみの有料化が延期されます 平成23年10月実施予定→平成24年7月に延期
家庭ごみの有料化は当初、平成23年10月からを予定していましたが、東日本大震災により仙南地域でも大きな被害を受けたことから、平成24年7月に実施を延期することになりました。
有料化となるごみは「もやせるごみ」と「もやせないごみ」が対象です。「資源ごみ」については有料化の対象外です。また、有料化に伴い「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の袋が変わりますので、ごみ袋の計画的な購入をお願いします。

●野外での焼却(野焼き)は禁止されています
「少しの量だからいいだろう」「風がないから大丈夫だろう」と、安易に廃棄物(ごみ)を野外でドラム缶や穴を掘って焼却することを「野焼き」といい、法律で禁止されています。
家庭から出た紙くずやビニール、プラスチックなどをもやすことは、黒煙や悪臭(有害ガス)を発生させ、近隣の方に不快感を与えるだけでなく、飛び火して火災の発生を招くこともあり大変危険です。
野焼きは、周辺地域の皆さんに迷惑を掛けることになります。家庭から出たごみは、決められたごみごとに分別し、集積所に出すようにしてください。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ
●日時 10月6日・13日・20日・27日(すべて木曜日) 9:00～11:30および13:00～15:00(時間厳守)
●場所 宮城県仙南保健所
●犬・猫の引き取り手数料 生後90日以内は1頭につき400円、生後91日以上は1頭につき2,000円
☎宮城県仙南保健所(大河原町字南129-1) ☎0224-53-3119

I. 住宅新築の減額制度(新築した年の12月末までに申告)

居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の専用住宅や併用住宅、共同住宅(居住部分が2分の1以上)などを新築した場合。
※一戸建て以外の賃貸住宅(アパートなど)は、40平方メートル以上280平方メートル以下
●減額される税額および期間
居住部分の床面積120平方メートル分について、**税額の2分の1が減額**されます。
①一般住宅は新築後3年間 ②3階建て以上の中高層耐火住宅は新築後5年間
※宮城県より認定を受け、平成23年3月31日までに新築した長期優良住宅は、減額の期間が①は5年、②は7年となります。
●申告に必要な書類
・新築住宅に対する減額申告書 ・長期優良住宅に対する減額申告書 など

II. 住宅耐震改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合(工事費30万円以上のもの)。
●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120平方メートル分について、改修の時期に応じて**税額の2分の1が減額**されます。
①平成22年～24年改修は2年間 ②平成25年～27年改修は1年間
●申告に必要な書類
・住宅耐震改修減額申告書 ・耐震基準適合証明書(建築士免許証の写しを添付)

III. 住宅省エネ改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成20年1月1日以前に建築した住宅で、平成25年3月31日までに現行の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合(工事費30万円以上のもの)。ただし、賃貸住宅は除きます。
●対象となる改修工事
①窓の断熱改修工事(必須) ②①と併せて行う床や天井、壁の断熱改修工事
●減額される税額と期間 改修した住宅の居住部分の床面積120平方メートル分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1が減額**されます。
●申告に必要な書類
・住宅熱損失防止(省エネ)改修減額申告書
・熱損失防止改修工事証明書(建築士免許証の写しを添付)
・工事内容と費用を確認できるもの

IV. 住宅バリアフリー改修工事(工事完了後、3カ月以内に申告)

平成19年1月1日以前に建築した住宅で、平成25年3月31日までに次の改修工事を行った場合(補助金などを除いた自己負担額が30万円以上のもの)。ただし、賃貸住宅は除きます。
●居住者の要件 次のいずれかの方が申請時に居住していること。
・改修翌年の1月1日現在65歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方
・要介護または要支援認定を受けている方
●対象となる改修工事
①廊下の拡幅 ②階段のこう配緩和 ③浴室またはトイレの改良 ④手すりの取り付け ⑤床の段差解消 ⑥引き戸への取り換え ⑦床表面の滑り止め化
●減額される税額と期間
改修した住宅の居住部分の床面積100平方メートル分について、改修の翌年度に限り、**税額の3分の1が減額**されます。
●申告に必要な書類
・住宅バリアフリー改修工事減額申告書 ・工事内容と費用を確認できるもの
・改修前後の写真 ・補助金または給付金の決定通知書などの写し
・納税義務者の住民票の写し ・居住者要件を満たすことを証明する書類
※これらの制度は、平成23年9月1日現在のものです。

マイホームの新築やリフォームをお考えの皆さまへ

固定資産税・都市計画税の減額制度をご存じですか？

住宅を新築またはリフォームした場合、一定の要件を満たすと固定資産税と都市計画税が減額されます。これからのマイホームプランにぜひお役立ててください。手続き方法などの詳細は、税務課までお問い合わせください。
※減額制度を受けるには、申告書や証明書などの提出が必要です。

☎税務課 ☎22-1313

V. その他の税金について

●不動産取得税
震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得する場合、被災家屋床面積相当分の不動産取得税が減額されます。
☎大河原県税事務所 ☎0224-53-3111
●所得税
住宅を購入または改築すると、確定申告により所得税の還付(住宅ローン減税)を受けることができます。
☎大河原税務署 ☎0224-52-2202
●国民健康保険税
国民健康保険税は、加入者の所得と固定資産税に応じて計算します。このため土地や家屋を取得した翌年以降、国民健康保険税が高くなる場合があります。
☎税務課 ☎22-1313